

事務連絡
平成30年10月11日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（周知依頼）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第123号。以下「改正省令」という。）については本日公布及び施行することとされたところです。

今般、別添のとおり、改正省令の施行通知が発出されました。改正省令において、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）についても一部改正されましたので、ご連絡致します。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）への周知徹底を図るとともに、施行に当たり、十分にご留意くださいますよう、お願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」（平成23年1月31日政府・与党社会保障改革検討本部決定）等を踏まえ、高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費（以下「高額介護合算療養費等」という。）の支給の申請手続において、情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携を行い、被保険者の申請手続の簡素化等を図るものです。

第2 改正の内容

- 1 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給及び自己負担額証明書の交付を受けようとする申請者は、従来は介護保険者（計算期間（毎年8月1

日から翌年7月31日までの期間をいう。以下同じ。)において、当該申請者が加入していた介護保険者をいう。)に対して提出することとされていた申請書を、医療保険者(基準日(計算期間の末日をいう。)において、当該申請者が被保険者として加入している医療保険者をいう。以下同じ。)を経由して提出できることとなること。

- 2 医療保険者を経由して、介護保険者に申請書が提出された場合、当該介護保険者は自己負担額証明書を、当該申請書を提出した申請者へ交付する必要がなくなること。

第3 施行期日

平成30年10月11日から施行すること。